

臨床・臨地実習指導マニュアル(改訂版)  
臨地実習指導マニュアル  
一歯科衛生士学生指導のために一

平成 30 年 3 月

公益社団法人 日本歯科衛生士会

# 目 次

## 臨地実習指導マニュアルー歯科衛生士学生指導のためにー

本冊子の使い方	1
1. 臨地実習の目的・目標	3
2. 歯科診療所における臨床実習	
① 医療人としての基本姿勢	5
② う蝕予防処置	7
③ 歯周病予防処置	9
④ 歯科保健指導	11
⑤ 診療現場での対応	
(1) チェアサイドでのアシスタント	13
(2) 歯科材料の取り扱い	14
(3) 医療安全管理	15
3. 臨地における実習	
① 幼稚園・保育所(園)における臨地実習	16
② 小学校における臨地実習	19
③ 保健所・保健センターにおける臨地実習	23
④ 障がい者(児)施設における臨地実習	26
⑤ 高齢者施設における臨地実習	30
参考資料	33

## 本冊子の使い方

歯科衛生士学生は歯科衛生業務を修得するために、歯科診療の場また地域保健活動などの場を通して歯科衛生士として必要な知識、技術および態度を身につける必要があります。この「臨地実習指導マニュアルー歯科衛生士学生指導のためにー」は、歯科診療の場で学生をする指導するときに役立てていただくために作成しました。

臨地実習に関し、各歯科衛生士養成校で学修する「基本的な項目」を分野別に挙げ、「臨床現場で項目毎の実習内容の評価」ができるようになっていきます。臨床現場で学生実習指導担当の歯科衛生士の方々が、忙しい日常業務の中で学生指導を的確にしていたくために、目標や内容が分かりやすく、また学生の評価を短時間でできるように工夫しました。

歯科衛生士養成校の教員と学生指導に当たる臨床現場の歯科衛生士との打ち合わせ時に、また実際の学生指導時に活用していただきたいと思っています。

### 一般目標・到達目標

#### 3 歯周病予防処置

##### 一般目標

歯周病を予防し、人々の歯・口腔の健康を維持・増進させるために専門的な知識、技術および態度を習得する。

##### 到達目標

- 1 生活習慣などの情報を収集する。
- 2 歯周病と全身疾患との関連について説明する。
- 3 歯周組織検査の準備をする。
- 4 歯周治療の内容に合わせた準備する。
- 5 歯面清掃を行う。
- 6 歯面研磨を行う。
- 7 継続管理計画を組み立てる。

一般目標を示しています

到達目標を列挙してあります。

### 一般目標とは

学習（実習）終了時に期待される成果を示したものです。

GIO（General Instructional Objective）ともいい、学習者が主語として書かれていて、内容は知識、態度・習慣、技能の3領域にわたっています。

## 到達目標とは

学習（実習）終了時に到達すべき目標です。

学習（実習）したことによって得られるであろう成果を、各項目、細目ごとに具体的に目標としてあげています。すべて、目標に達すれば、結果として一般目標に到達できるものとしています。

## 臨床実習の評価

歯周病予防処置に関する実習評価表

★重要な項目

項目	評価基準	評価
歯周病の基礎知識	① 歯周病予防に関連する生活習慣の把握方法と項目を説明できる。	4・3・2・1
	② 歯周病と全身疾患との関連について説明できる。	4・3・2・1
	③ 対象者の歯周病リスクの評価方法を説明できる。	4・3・2・1
歯・歯周組織の検査	④ プローブの種類と操作方法を説明できる。	4・3・2・1
	⑤ 歯・歯肉・口腔の検査の介助ができる。★	4・3・2・1
	⑥ 診査の結果を説明できる。	4・3・2・1
スケーリング・ルートプレーニング	⑦ スケーラーの種類と使用目的を説明できる。	4・3・2・1
	⑧ 用途に合わせて適切なスケーラーを選択できる。★	4・3・2・1
	⑨ 超音波スケーラーの準備ができる。★	4・3・2・1
	⑩ エアースケーラーの準備ができる。★	4・3・2・1
	⑪ シャープニングができる。	4・3・2・1
歯面清掃・歯面研磨	⑫ 歯面清掃・歯面研磨の意義を説明できる。	4・3・2・1
	⑬ 器材の種類と使用目的を説明できる。	4・3・2・1
	⑭ 歯面清掃ができる。	4・3・2・1
	⑮ 歯面研磨ができる。	4・3・2・1
SPT（歯周病安定期治療）	⑯ SPTの目的を説明できる。	4・3・2・1
	⑰ SPTの処置内容を説明できる。	4・3・2・1
	⑱ SPT実施時の注意点を説明できる。	4・3・2・1
メンテナンス	⑲ 歯周病におけるメンテナンスの目的を説明できる。★	4・3・2・1

各項目ごとに具体的な評価基準を記載しています。

評価基準に対しての評価を簡単にチェックできます。

4段階評価の基準を示しています。臨床現場で3段階評価などに変更は可能です。

総合評価として、4段階評価だけでなく、指導内容やアドバイスなどが記入できます。

総合評価 (助言など)		4・3・2・1
評価基準 4:よくできる 3:できる 2:やや劣る 1:劣る		

## 1 臨地実習の目的・目標

### ● 口腔保健を担う専門職として必要な知識を身につける

学生は基礎知識を学んでいますが、その知識を臨地の場でどのように生かすのかを学ぶ必要があります。今まで学んだ知識の中で、実習で直面する事柄について考え、さらに学ぶ必要について動機づけられます。



現場で、多くの対象者に接することで、さらに学びたいと思うようになるでしょう。



### ● 臨地の場にいる歯科衛生士の役割を理解する

歯科衛生士の業務範囲は広がっていて専門性を求められています。実習の中で歯科衛生士の業務を実際に見ることで対象者に対する歯科衛生士の役割を理解し、学んだことと結びつけることができます。



皆同じ対応ではなく、対象者ごとにそれぞれ適切な対応が必要ですね。



### ● 対象者の問題を総合的に把握し理解する能力を身につける

学生は知識や経験が少ないために一方向から観察しがちです。また情報を得ても意味付けができないために、記述化・言語化を難しく感じます。臨地実習では自分の目で確認し、情報の関連を考え全体の統合を図ることが求められます。指導者にヒントを出してもらいながら、多方面から考え総合的に把握する力を身につける必要があります。



本人の訴えだけでなく、環境や家族、生活、経験などを知って、その方の問題を考えるのね。





## ● 保健・医療・介護・福祉の場において多職種と協働する能力を身につける

医療や介護などの場では多職種と協働する機会が多く、それぞれの職種に対する理解に加えて、協働するために専門職種の使う言葉の理解や情報共有方法を身につけなければなりません。



多職種の中で歯科衛生士がどのような役割を果たすのか理解しましょうね。



## ● コミュニケーション能力を身につける

情報収集や情報伝達にはコミュニケーションは欠かせませんが、対象者の心を開き本当の気持ちを聴くためには傾聴の技術やコミュニケーション能力が必要です。現場でどのように対象者に接しているか、良い手本を見ることで実践に即したコミュニケーションを身につけていきます。



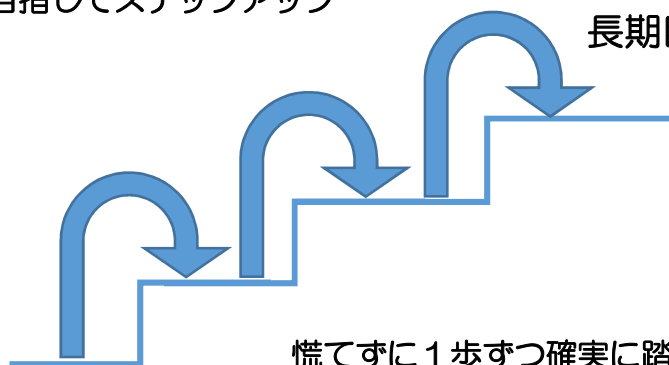
心を開いて本当の気持ちを話してくれるようになるために何ができるのかな？



## ● 自己を客観的に評価し、自ら向上する態度を身につける

学生は自分にとって都合のよい情報を収集し自分の価値観で解釈する傾向があります。対象者を真に理解するためには、自分を客観的に評価し、偏りのない幅広い人間観を養い、自ら向上する態度を身につけることが重要です。

レベルアップを目指してステップアップ



長期目標



慌てずに1歩ずつ確実に踏んでいきましょう

## 2 歯科診療所における実習

### 1 医療人としての基本姿勢

#### 一般目標

医療人としての人間性や倫理観、コミュニケーション能力を習得するために、現場における歯科衛生士の役割を理解し、実習生としての基本的な態度を身につける。

#### 到達目標

- 1 実習生としての身だしなみ、姿勢、言葉使いを身に付けて行動する。
- 2 自己の体調管理を行う。
- 3 患者及び歯科医院の守秘義務を遵守する。
- 4 公私の区別、実習上ルールを守って実習する。
- 5 患者を尊重し、受容的・共感的態度で接する。
- 6 患者やスタッフに対して感謝と敬意を表す。
- 7 患者やスタッフとコミュニケーションを図り、チーム医療を理解する。
- 8 実習に積極的に取り組み、疑問等は自ら調べ質問する。
- 9 実習に対しての報告・連絡・相談をする。
- 10 レポート等の提出期限を守る。



## 実習生としての基本姿勢に関する実習評価表

★重要な項目

項目	評価基準	評価
マナー	① 実習生としてふさわしい身だしなみを整えることができる。 (清潔な実習衣、髪の毛の始末、短い爪等整えることができる。)	★ 4・3・2・1
	② 明瞭な挨拶・返事ができる。	★ 4・3・2・1
	③ 対象者に応じた言葉遣いができる。 (対象者に応じた丁寧な言葉遣いができる。)	★ 4・3・2・1
	④ 体調を整え、自己管理ができる。 (遅刻、早退、欠席なく実習に臨むことができる。)	★ 4・3・2・1
ルール	⑤ 守秘義務を遵守することができる。 (患者の話を外部に漏らさない。)	★ 4・3・2・1
	⑥ 公私の区別ができる。 (私語を慎み、実習に臨むことができる。)	★ 4・3・2・1
	⑦ 実習上のルールを守ることができる。	★ 4・3・2・1
意識	⑧ 患者の話を傾聴することができる。	★ 4・3・2・1
	⑨ 患者やスタッフに対して感謝と敬意を表すことができる。 (指導や助言を真摯に受け止めることができる。)	★ 4・3・2・1
コミュニケーション	⑩ 患者やスタッフとコミュニケーションを図ることができる。 (患者やスタッフと適切な会話を行い、意思疎通を図ることができる。)	★ 4・3・2・1
	⑪ チームワークを図ることができる。 (スタッフの業務に協力的に働きかけることができる。)	★ 4・3・2・1
態度	⑫ 積極的に実習に取り組むことができる。 (疑問や不明な点は自ら調べて質問し、積極的に実習に臨むことができる。)	★ 4・3・2・1
	⑬ 報告・連絡・相談をすることができる。	★ 4・3・2・1
	⑭ 指示されたことは責任をもって行動できる。	★ 4・3・2・1
	⑮ レポートや実習ノートは期限を守り提出することができる。	★ 4・3・2・1

総合評価 (助言など)		4・3・2・1
----------------	--	---------

評価基準 4：よくできる 3：できる 2：やや劣る 1：劣る



## 2 う蝕予防処置

### 一般目標

う蝕を予防し、人々の歯・口腔の健康を維持・増進させるために専門的な知識、技術および態度を習得する。

### 到達目標

- 1 生活習慣などの情報を収集する。
- 2 口腔内観察、問診、診査などで得られた情報から問題点を説明する。
- 3 リスクに対する予防法を選択する。
- 4 各予防法における適応症について述べる。
- 5 う蝕のリスク検査を行う。
- 6 処置内容を患者や保護者に説明する。
- 7 う蝕予防処置を行う。
- 8 予防管理指導を行う。

## う蝕予防処置に関する実習評価表

★重要な項目

項目	評価基準	評価
基礎知識	① う蝕予防処置に関連する生活習慣の把握方法と項目を説明できる。	4・3・2・1
	② う蝕リスクや対象年齢に応じたう蝕予防方法を説明できる。	4・3・2・1
う蝕活動性試験	③ う蝕活動性試験の検体と評価項目を説明できる。	4・3・2・1
	④ う蝕活動性試験の準備ができる。★	4・3・2・1
	⑤ 使用薬剤の種類と濃度を説明できる。	4・3・2・1
フッ化物 歯面塗布法	⑥ フッ化物歯面塗布の適応歯を説明できる。	4・3・2・1
	⑦ フッ化物歯面塗布の術式を説明できる。	4・3・2・1
	⑧ フッ化物歯面塗布の準備ができる。★	4・3・2・1
	⑨ フッ化物歯面塗布実施上の注意点を説明できる。★	4・3・2・1
	⑩ 使用薬剤の種類、濃度を説明できる。	4・3・2・1
フッ化物 洗口法	⑪ 対象年齢と洗口方法を説明できる。	4・3・2・1
	⑫ フッ化物洗口法実施上の注意点を説明できる。★	4・3・2・1
	⑬ 配合フッ化物の種類と特徴を説明できる。	4・3・2・1
フッ化物 配合歯磨剤	⑭ 年齢に応じた濃度・使用量を説明できる。★	4・3・2・1
	⑮ フッ化物配合歯磨剤の使用方法を説明できる。★	4・3・2・1
	⑯ 小窩裂溝充填材の種類と特徴を説明できる。	4・3・2・1
小窩裂溝填 塞法	⑰ 小窩裂溝填塞の適応歯を説明できる。	4・3・2・1
	⑱ 小窩裂溝填塞の術式を説明できる。	4・3・2・1
	⑲ 小窩裂溝填塞の準備ができる。★	4・3・2・1
	⑳ 小窩裂溝填塞実施上の注意点を説明できる。★	4・3・2・1
メンテナンス	㉑ う蝕のリスクとメンテナンスの必要性を説明できる。★	4・3・2・1

総合評価 (助言など)		4・3・2・1
----------------	--	---------

評価基準 4：よくできる 3：できる 2：やや劣る 1：劣る

### 3 歯周病予防処置

#### 一般目標

歯周病を予防し、人々の歯・口腔の健康を維持・増進させるために専門的な知識、技術および態度を習得する。

#### 到達目標

- 1 生活習慣などの情報を収集する。
- 2 歯周病と全身疾患との関連について説明する。
- 3 歯周組織検査の準備をする。
- 4 歯周治療の内容に合わせた準備する。
- 5 歯面清掃を行う。
- 6 歯面研磨を行う。
- 7 継続管理計画を組み立てる。

## 歯周病予防処置に関する実習評価表

★重要な項目

項目	評価基準	評価
歯周病の基礎知識	① 歯周病予防に関連する生活習慣の把握方法と項目を説明できる。	4・3・2・1
	② 歯周病と全身疾患との関連について説明できる。	4・3・2・1
	③ 対象者の歯周病リスクの評価方法を説明できる。	4・3・2・1
歯・歯周組織の検査	④ プローブの種類と操作方法を説明できる。	4・3・2・1
	⑤ 歯・歯肉・口腔の検査の介助ができる。★	4・3・2・1
	⑥ 診査の結果を説明できる。	4・3・2・1
スケーリング・ルートプレーニング	⑦ スケーラーの種類と使用目的を説明できる。	4・3・2・1
	⑧ 用途に合わせて適切なスケーラーを選択できる。★	4・3・2・1
	⑨ 超音波スケーラーの準備ができる。★	4・3・2・1
	⑩ エアースケーラーの準備ができる。★	4・3・2・1
	⑪ シャープニングができる。	4・3・2・1
歯面清掃・歯面研磨	⑫ 歯面清掃・歯面研磨の意義を説明できる。	4・3・2・1
	⑬ 器材の種類と使用目的を説明できる。	4・3・2・1
	⑭ 歯面清掃ができる。	4・3・2・1
	⑮ 歯面研磨ができる。	4・3・2・1
SPT（歯周病安定期治療）	⑯ SPT の目的を説明できる。	4・3・2・1
	⑰ SPT の処置内容を説明できる。	4・3・2・1
	⑱ SPT 実施時の注意点を説明できる。	4・3・2・1
メンテナンス	⑲ 歯周病におけるメンテナンスの目的を説明できる。★	4・3・2・1

総合評価 (助言など)		4・3・2・1
----------------	--	---------

評価基準 4：よくできる 3：できる 2：やや劣る 1：劣る

## 一般目標

健康と疾病の概念を理解し、人々の歯・口腔の健康を維持・増進するために、プロフェッショナルケア・セルフケア・コミュニティケアの基本となる知識、技術および態度を習得する。

## 到達目標

- 1 対象者の生活習慣と生活環境、全身的な健康状態を把握する。
- 2 対象者の歯・口腔状態を把握する。
- 3 医療面接について説明する。
- 4 対象者に応じたコミュニケーションをとる。
- 5 う蝕・歯周病リスクに応じた口腔清掃指導を行う。
- 6 対象者の口腔清掃状態・自立度の評価を行い、各種清掃用具等を選択し、口腔清掃指導を行う。
- 7 口臭に関する指導を行う。
- 8 義歯及び矯正装置の清掃方法と管理指導を行う。
- 9 対象者の食生活を把握し、食生活指導を行う。
- 10 禁煙指導と支援を行う。



## 歯科保健指導に関する実習評価表

★重要な項目

項目	評価基準	評価
基礎知識	① 対象者の生活習慣と生活環境を把握できる。★	4・3・2・1
	② 全身的な健康状態を把握できる。★	4・3・2・1
	③ 歯・口腔の疾患と異常の観察と評価ができる。★	4・3・2・1
	④ 問診票について説明できる。★	4・3・2・1
	⑤ 対象者に応じたコミュニケーションをとることができる。★	4・3・2・1
口腔清掃指導	⑥ 対象者の口腔清掃状態・自立度の評価ができる。 (対象者の口腔清掃状態の指標を基に検査を行い、自立度の評価ができる)★	4・3・2・1
	⑦ 対象者に合わせた歯ブラシや各種清掃用具・歯磨剤・洗口剤・ブラッシング方法の選択ができる。★	4・3・2・1
	⑧ う蝕のリスクに応じた口腔清掃の指導ができる。★	4・3・2・1
	⑨ 歯周病のリスクに応じた口腔清掃の指導ができる。★	4・3・2・1
	⑩ 口臭に関する検査・指導ができる。	4・3・2・1
	⑪ 義歯と矯正装置の装着者に応じた清掃方法と管理指導ができる。	4・3・2・1
生活指導	⑫ 対象者の食生活を把握できる。★	4・3・2・1
	⑬ 対象者に応じた食生活指導ができる。★	4・3・2・1
	⑭ 禁煙指導と支援ができる。	4・3・2・1

総合評価 (助言など)		4・3・2・1
----------------	--	---------

評価基準 4:よくできる 3:できる 2:やや劣る 1:劣る



## 5 診療現場での対応

### (1) チェアサイドでのアシスタント

#### 一般目標

専門的な歯科診療の補助のために必要な技術および態度を習得する。

#### 到達目標

- 1 診療に必要な器具・器材の準備をする。
- 2 患者への対応を適切に行う。
- 3 診療設備を管理する。
- 4 診療時の共同動作を行う。
- 5 器具・器材の管理を行う。

#### チェアサイドでのアシスタントに関する実習評価表

★重要な項目

項目	評価基準	評価
患者への対応	① 患者の健康状態に応じた対応ができる。★	4・3・2・1
	② 全身疾患を考慮した対応ができる。	4・3・2・1
診療設備	③ 診療設備を整えることができる。★	4・3・2・1
	④ 歯科用ユニットの管理ができる。★	4・3・2・1
診療時の共同動作	⑤ 診療に必要な器具・器材の準備ができる。★	4・3・2・1
	⑥ 診療に応じた器具の受け渡しができる。★	4・3・2・1
	⑦ 診療に応じたバキューム操作ができる。★	4・3・2・1
消毒・滅菌	⑧ 器具に応じた消毒方法・滅菌方法の選択ができる。★	4・3・2・1
	⑨ 消毒薬・各種滅菌器械・器具の管理ができる。★	4・3・2・1

総合評価 (助言など)		4・3・2・1
----------------	--	---------

評価基準 4：よくできる 3：できる 2：やや劣る 1：劣る

## (2) 歯科材料の取り扱い

### 一般目標

歯科診療の補助に対応するために、歯科治療で用いられる主要歯科材料の種類、基本的性質および標準的な使用法を習得する。

### 到達目標

- 1 歯科材料・薬品の性質を述べる。
- 2 歯科材料・薬品の用途を述べる。
- 3 歯科材料・薬品を取り扱う。
- 4 歯科材料・薬品の保管・管理を行う。

### 歯科材料の取り扱いに関する実習評価表

★重要な項目

項目	評価基準	評価
模型用材料	① 模型用材料の取り扱いができる。★	4・3・2・1
合着材	② 合着材を練和できる。★	4・3・2・1
接着材	③ 接着材を練和できる。★	4・3・2・1
印象材	④ 各種印象材を練和できる。★	4・3・2・1
	⑤ 概形印象採得ができる。	4・3・2・1
歯冠修復材	⑥ 歯冠修復材の取り扱いができる。★	4・3・2・1
仮封材	⑦ 仮封材の取り扱いができる。★	4・3・2・1
その他の材料	⑧ ワックスの取り扱いができる。★	4・3・2・1

総合評価 (助言など)		4・3・2・1
----------------	--	---------

評価基準 4：よくできる 3：できる 2：やや劣る 1：劣る

### (3) 医療安全管理

#### 一般目標

安全な歯科医療を遂行するために必要な技術および態度を習得する。

#### 到達目標

- 1 標準予防策を行う。
- 2 情報管理について説明する。
- 3 バイタルサインの測定を行う。
- 4 緊急時の対応を説明する。

#### 医療安全管理に関する実習評価表

★重要な項目

項目	評価基準	評価
医療安全管理	① 感染に応じた対応ができる。	4・3・2・1
	② スタンダードプレコーション（標準予防策）ができる。★	4・3・2・1
	③ 医療廃棄物の取り扱いができる。★	4・3・2・1
	④ 偶発事故に適切な対応ができる。	4・3・2・1
情報管理	⑤ 情報発信に関する倫理的配慮ができる。★	4・3・2・1
全身管理	⑥ バイタルサインの正常値を述べることができる。★	4・3・2・1
	⑦ バイタルサインの測定ができる。★	4・3・2・1
救命救急処置	⑧ 一次救命処置の手順が説明できる。★	4・3・2・1
	⑨ 一次救命処置に用いる器材の準備ができる。★	4・3・2・1
	⑩ 二次救命処置の手順が説明できる。	4・3・2・1
	⑪ 二次救命処置に用いる器材の準備ができる。	4・3・2・1
	⑫ AEDの取り扱いができる。	4・3・2・1

総合評価 (助言など)		4・3・2・1
----------------	--	---------

評価基準 4：よくできる 3：できる 2：やや劣る 1：劣る

## 3 臨地における実習

### 1 幼稚園・保育所(園)における臨地実習

#### 一般目標

幼児への口腔衛生活動を円滑に展開するために、発達段階および日常生活を理解し、その対応法を学ぶ。

#### 到達目標

- 1 幼児や職員とコミュニケーションを図る。
- 2 幼児の人権・人格を尊重した対応をする。
- 3 幼児の心身の発達について理解する。
- 4 幼児の口腔の成長、機能の発達について理解する。
- 5 幼児に適した口腔清掃用具を選択する。
- 6 幼児の発達および口腔に適した口腔清掃指導をする。
- 7 幼児の口腔保健管理を述べる。
- 8 個人差があることを理解する。
- 9 幼児の生活全般にわたる安全に配慮する。



## 幼稚園・保育所（園）での歯科保健指導の目的

### 幼稚園・保育所(園)の違い

幼稚園の根拠法令は学校教育法であり、「幼児の心身の発達を助長すること」を目的としています。が保育所（園）の根拠法令は児童福祉法であり、「日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育すること」を目的としています。つまり幼稚園は未就学児（3～5歳）の教育を行う場、保育所(園)は保護者に代わって乳児又は幼児を保育する場、ということになります。

### 園児への口腔衛生習慣を支援するための歯科保健指導

- 幼児集団に対する対応や話法、媒体の使用など伝達の技術的な点に注意します
- ねらいとしては①自分自身の状態に気をつける（特に歯の汚れを見つける）②ブラッシングの仕方③おやつのお食べ方などにポイントを合わせ、年齢に応じ具体的な保健指導を行う必要があります。

### 歯・口の健康づくりの課題

- (1) よく噛んで食べる習慣付け
- (2) 好き嫌いを作らない
- (3) 食事と間食の規則的な習慣付け
- (4) 乳歯のむし歯予防と管理
- (5) 歯・口の清掃の開始と習慣化
- (6) 歯・口の外傷を予防する環境づくり

## どんな職種の人に関係しているか

### 保育士

子供の身の回りの世話・子供に基本的な生活習慣を身に付けさせる・集団生活を通して社会性を養わせる・遊びを通して心身の健やかな発達をサポートする・保護者に対しての報告、子育てに対するアドバイス、サポートを行うなど様々な仕事をしています。

- ・職員配置数が決まっています。幼稚園では1学級あたり専任教諭1人（1学級の幼児数は、35人以下が原則）。保育園(所)では表のように年齢によって違いがあります。

0歳児	児童3人につき1人
1,2歳児	児童6人につき1人
3歳児	児童20人につき1人
4,5歳児	児童30人につき1人

### 栄養士・調理師

食事を通して子ども達に食育を行うことで、食事の楽しみや大切さを教え、美味しく栄養的な食事の提供をすることで健全な発達を支えます



### 学校歯科医（幼稚園）・保育園歯科医（保育園）

定期的な歯科健診の実施や園児・保護者に対する歯科保健指導などを行います。

### 事務職員

電話の窓口や書類作成、保護者対応、現金の管理、園児に係る事務を行っています。

## 幼稚園・保育所(園)における実習内容

### 歯科保健指導のポイント

歯や口に関心を持ち、基本的な生活習慣としての歯・口の清掃や、間食の規則性を守り、好き嫌いなく、よく噛んで食べることができるように指導します。歯みがきの巧緻性は年齢や発達の速さによって個人差があり、歯並びや永久歯の萌出にも個体差があります。園児に合わせて指導を行います。

### 指導内容例

対象	具体的な目標
3歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歯および口腔の理解                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯にも関心が向く</li> <li>・上手に口を開けてみせることができる</li> </ul> </li> <li>●歯および口腔の清掃                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯みがきは楽しいと感じる</li> <li>・歯はきれいだろうかと思う</li> <li>・いつ歯をみがくかわかる</li> <li>・ブクブクうがいを実践できる</li> </ul> </li> </ul>
4歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歯および口腔の健康の理解                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯の大切さがわかる</li> </ul> </li> <li>●歯および口腔の清掃                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯の汚れがわかる</li> <li>・なぜ食べたらみがくかわかる</li> <li>・歯ブラシの持ち方、当て方、動かし方がわかる</li> <li>・忘れず自分からみがくようになる</li> </ul> </li> <li>●間食のとり方                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・おやつを食べ方がわかる</li> </ul> </li> </ul>
5歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歯および口腔の健康状態の理解                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防および治療の処置を受けようという姿勢ができる</li> <li>・第一大臼歯に関心を持ち萌出に気づく</li> </ul> </li> <li>●歯および口腔の清掃                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・なぜ歯みがきをするかわかる</li> <li>・ていねいに歯の各部分がみがける</li> <li>・第一大臼歯を不十分ながらみがける</li> </ul> </li> <li>●間食のとり方                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・どのような食品がむし歯の原因となるのかわかる</li> <li>・間食として食べるものをバランスよく選択できる</li> </ul> </li> </ul>

## 実習で学んでほしいポイント

\* \* 年齢と口腔状態に合わせた歯科保健指導の

### 計画

\* 幼児の成長・発達段階の理解  
\* 保護者への歯科保健指導内容

\* 子ども自身の歯みがき  
\* 歯科保健指導に必要な教材作成と使い方





## 2 小学校における臨地実習

### 一般目標

小児への口腔衛生活動を円滑に展開するために、発達段階および日常生活行動を理解し、その対応法を学ぶ。

### 到達目標

- 1 小児とコミュニケーションを図る。
- 2 小児の人権・人格を尊重した対応をする。
- 3 小児の心身の発達について理解する。
- 4 小児の口腔の成長、機能の発達について理解する。
- 5 学年に応じたわかりやすい教材を準備する。
- 6 指導計画案に沿った口腔衛生指導を行う。
- 7 口腔状態に対応した口腔清掃指導を行う。
- 8 口腔保健管理の必要性を理解する。
- 9 個人差があることを理解する。
- 10 小児の生活全般にわたる安全に配慮する。



## 小学校での歯科保健指導の目的

学童期は身体的、精神的、社会的に急激な変化があり、自我が確立する時期です。低学年では集団生活の中でルールを身につけながら活動的になり行動範囲が広がります。高学年になると集団との関わりを通して自分を意識するようになります。

社会生活をしていくうえで基本的な生活行動の一つである歯みがき習慣や望ましい食習慣・食べ方が身につけられるよう支援が必要です。

個人差があることを理解し、個々に合わせた声掛け、指導を行うことが大切です。



## どのような職種の人に関係しているか

### 学級担任

学級担任は養護教諭と連携して、歯・口腔を含めた心身の健康問題に対して、健康相談または児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、健康上の問題があると認めるときは、必要な指導を行うとともに、その保護者に対して必要な助言を行っています。

### 養護教諭

歯・口の健康づくりを通じた生活習慣の改善に当たり、学級担任、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、スクールカウンセラーなど学校内における連携、また医療関係者や福祉関係者など地域の関係機関との連携を推進するコーディネーターの役割を担っています。

### 学校歯科医

歯科健診及びそれに基づく疾病の歯科予防処置、歯科保健指導の実施をしています。



## 小学校における実習内容

歯・口の健康づくりは、「生きる力」をはぐくむための健康課題として、生活習慣病の学習材（教材）として適しています。その特徴は、①鏡を見れば自らが観察できる対象であること、②歯が萌出したり生えかわったりすることを容易に実体験することができ、生への畏敬の表出や興味・関心が持ちやすいこと、③日常的に実践しやすく問題解決しやすいこと、④行動した結果が自己評価しやすいこと、⑤話題の共通性に富んでいること、など子どもを対象とした健康教育題材として有効であり、その素晴らしさを生かした支援が重要です。

学童期は、基本的な生活習慣の確立を図りながら、健康課題に対しては自律的に取り組むことができるように支援することが重要です。小学校 6 年間での心身の発育・発達は顕著なので、その変化を見据えた支援が必要となります。

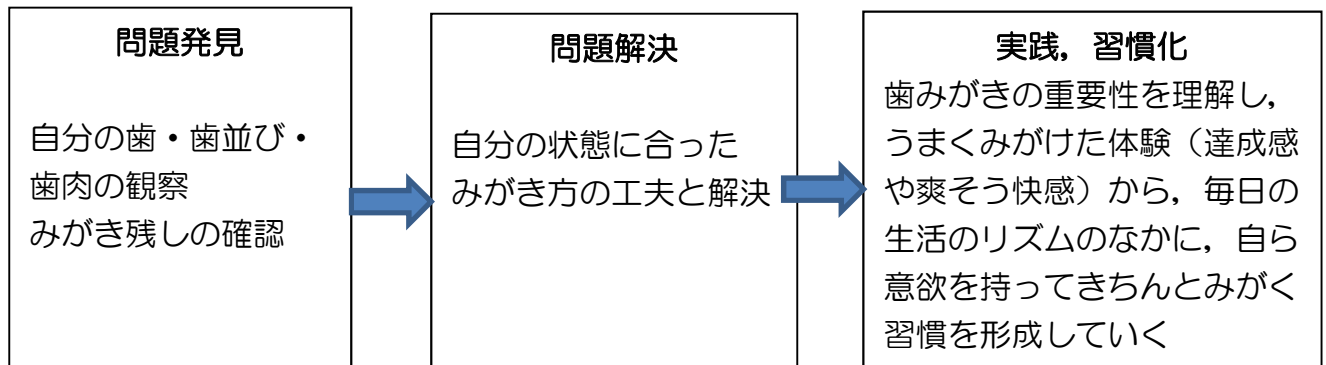
### 歯・口の健康づくりの課題

低学年	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 好き嫌いなく、よく噛んで食べる習慣づくり</li> <li>(2) 規則的な食事と間食の習慣付け</li> <li>(3) 第一大臼歯のむし歯予防と管理</li> <li>(4) 歯の萌出と身体の発育への気付き</li> <li>(5) 自分の歯・口を観察する習慣付け</li> <li>(6) 食後の歯・口の清掃の習慣化の自律</li> <li>(7) 休憩時間等での衝突・転倒等による歯・口の外傷の予防</li> </ul>
中学年	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 好き嫌いなく、よく噛んで食べる習慣の確立</li> <li>(2) 規則的な食事と間食の習慣の確立</li> <li>(3) 上顎前歯や第一大臼歯のむし歯予防と管理</li> <li>(4) 歯肉炎の原因と予防方法の理解</li> <li>(5) 自分に合った歯・口の清掃の工夫</li> <li>(6) 歯の形と働きの理解（歯の交換期）</li> <li>(7) 休憩時間等での衝突・転倒等による歯・口の外傷の予防</li> </ul>
高学年	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 咀嚼と体の働きや健康とのかかわりの理解</li> <li>(2) むし歯の原因とその予防方法の理解と実践</li> <li>(3) 第二大臼歯のむし歯予防と管理</li> <li>(4) 歯周病の原因とその予防方法の理解と実践</li> <li>(5) 自律的な歯・口の健康的な生活習慣づくりの確立</li> <li>(6) スポーツや運動等での歯・口の外傷予防の大切さや方法の理解</li> </ul>

（文部科学省：「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり。2005）

## 歯科保健指導のポイント

- ① 歯・口の発育や疾病・異常など，自分の歯や口の健康状態を理解し，それらの健康を保持増進する態度や習慣を身に付けることができるようにする。
- ② むし歯や歯肉の病気の予防に必要な歯のみがき方や望ましい食生活などを理解し，食べ方のマナーを知り，しっかり咀嚼して飲み込むことができるなど歯や口の健康を保つのに必要な態度や習慣を身に付ける。
- ③ 歯・口の健康づくりから全身の健康づくりへ健康行動を展開できる。



### 実習で学んでほしいポイント

- \* 年齢と口腔状態に合わせた歯科保健指導の計画
- \* 子どもの成長・発達段階の理解
- \* 子どもの歯みがき
- \* 歯科保健指導に必要な教材作成と使い方



## 一般目標

地域社会における保健対策の基本的な考え方を学び、健康に関わる地域の役割に関する基本的知識・態度を習得する。

## 到達目標

- 1 ヘルスプロモーションの概念を述べる。
- 2 「健康日本21（第二次）」について述べる。
- 3 地域保健の基本的な進め方を述べる。
- 4 ライフステージごとの口腔保健施策を述べる。
- 5 1歳6か月児・3歳児健康診査の目的を説明する。
- 6 1歳6か月児・3歳児健康診査のう蝕罹患型を分類する。
- 7 う蝕罹患型に応じた歯科保健指導の要点を述べる。
- 8 妊産婦期と乳幼児期の口腔保健管理について説明する。
- 9 生活習慣病のリスクファクターを述べる。
- 10 成人期の口腔保健管理について説明する。
- 11 高齢者の保健対策を説明する。
- 12 住民の人権・人格を尊重した対応をする。
- 13 保健所・保健センターにおける歯科衛生士の役割を述べる。
- 14 保健所・保健センターに勤務する専門職種とその業務を述べる。
- 15 他の専門職とコミュニケーションを図る。

## 保健所・保健センターにおける実習の目的

平成6年、保健所法が地域保健法に改正された。この法律は母子保健法その他の地域保健対策に関する対策が推進されることにより、地域住民の健康の保持、増進を目的としている。保健所、保健センターの違いを理解し、歯科衛生士の役割の理解、多職種との連携、ライフステージに合った対応を学ぶことが重要です。

### 保健所・保健センターの違い

保健所の根拠法令は地域保健法 第5条で、「地域における公衆衛生の向上と増進を図る」ことを目的としています。設置主体は都道府県、中核市、政令市、特別区となっています。保健センターの根拠法令は地域保健法 第18条で、国民の健康づくり推進のため、地域住民に身近な健康相談、健康教育、健康診査などの対人保健サービスを総合的に行う拠点となっています。設置主体は、市町村となっています。

### 保健所・保健センターの業務

保健所	
<b>【対人保健分野】</b> ・感染症等対策 ・エイズ、難病対策 ・精神保健対策 ・その他 <b>【対物保健分野】</b> ・食品衛生関係 ・生活衛生関係 ・医療監視等関係	健康診断、患者発生報告等、定期外健康診断、訪問指導、管理検診など エイズ個別カウンセリング事業、エイズ相談・教育事業など、難病医療相談など 医療・保健・福祉相談など 広域的または専門的な知識及び技術を要する事業など 営業の許可、営業施設の監視、指導など 営業の許可、届出、立入検査など 病院等、医療法人、歯科技工所、衛生検査所等への立入検査等
保健センター	
・母子保健事業 ・健康増進事業 ・精神保健福祉事業 ・災害有事 ・その他	母子健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導等 保健計画の策定、健康教育、健康相談、地区組織の育成支援、健康手帳の交付、健康診査、事後指導、健康相談、健康教育、機能訓練等 個別相談、訪問指導、デイケア、精神障害の知識の普及等 災害有事への対応、情報提供等 予防接種、歯科保健等



## どんな職種の人が関係しているか

保健所	保健センター
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師 保健師、管理栄養士、栄養士、臨床検査技師、 歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、 作業療法士など	主に保健師、管理栄養士、栄養士 その他 医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、 獣医師、診療放射線技師



## 保健所・保健センターにおける実習内容

- 母子保健対策  
 妊婦健診、1歳6か月児健診、3歳児健診など
- 成人・老人保健対策  
 健康教育、健康診査、健康相談、機能訓練、訪問指導など
- 健康づくり  
 栄養指導、健康教育、健康相談など

---

## 一般目標

障がい者（児）の身体的・心理的特徴を理解し、歯科治療・口腔ケアにおける歯科衛生士の役割を習得するための対応法と援助の能力を養う。

---

## 到達目標

- 1 障がい者（児）や家族、職員とのコミュニケーションを図る。
- 2 障がい者（児）や家族の人権・人格を尊重した対応をする。
- 3 障がいについての特性を理解する。
- 4 服用薬剤についての基礎的知識を述べる。
- 5 歯および口腔の器質的・機能的特徴を述べる。
- 6 歯科治療における共同動作、歯科衛生士の役割を述べる。
- 7 口腔の健康管理に必要な知識・技能を習得し、情報を収集する。
- 8 健康教育を実施する。
- 9 口腔ケアを実施する。

## 障がい者施設での歯科保健指導の目的

障害者差別解消法が平成28年4月1日から施行された。この法律は障がいがある人への差別をなくす、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指している。障がいのある人が歯と口のことで困ることなく暮らせるよう支援できるように、障がいに対する理解、知識、対応を学ぶことが重要です。

## 障がい特性と口腔の特徴

障がいの種類	障がいの特性	口腔の特徴
知的障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神、運動、言語発達の遅れがある。</li> <li>知識やスキルの学習に時間がかかり偏りがある。</li> <li>目に見えない情報を理解しにくい</li> <li>学習した無力感と二次障がい（自傷、多動、パニックなど）を生じやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>疾患特有の口腔の特徴はないが、口腔清掃の必要性が理解しにくいこと、細かい動きが苦手なことにより口腔の維持管理が困難。う蝕、歯周病が生じやすい。</li> </ul>
ダウン症	<ul style="list-style-type: none"> <li>21番染色体が3本ある染色体異常。</li> <li>眼間離開（左右の目の距離が離れている）、耳介低位（耳の位置が低い）、眼瞼裂斜上（目じりが上がる）など顔貌に特徴がある。</li> <li>早期老化傾向がある。</li> <li>心疾患などの合併症がある。</li> <li>頸椎の不安定がみられることがある。</li> <li>温和で人懐っこい方が多いが、頑固で協力を得られないことがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>矮小歯、短根歯、歯列不正、萌出遅延、巨大舌、先天性欠如歯などがある。</li> <li>上顎列成長、反対咬合、交叉咬合が多い。</li> <li>叢生、高口蓋がみられる。</li> <li>開口、舌突出。</li> <li>歯周病の重症化。</li> </ul>
脳性麻痺	<ul style="list-style-type: none"> <li>特有な異常姿勢、異常な反射、不随運動などがある。</li> <li>触覚過敏、呼吸と嚥下機能の協調不全がみられる。</li> <li>言語障害を伴っていることが多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊張による強い食いしばりや歯ぎしりから咬耗していることが多い。</li> <li>開口による口腔乾燥がみられる。</li> <li>う蝕や歯周病にり患しやすい。</li> </ul>
自閉症	<ul style="list-style-type: none"> <li>会話や共感が難しく、視線、身ぶりや表情などの非言語コミュニケーションをうまく使えない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>味覚、嗅覚、視覚や触覚などにこだわりによる偏食、触覚過敏による不十分な口腔内清掃により、</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・友人や仲間との関係づくりが苦手。</li> <li>・同じような行動や発言を繰り返す。</li> <li>・こだわりが強い。</li> <li>・感覚が非常に敏感であったり、鈍感であったりする。</li> <li>・言語理解より視覚理解の認知が優れていることが多い。</li> <li>・精神的に不安定になるとパニックになることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>う蝕や歯周病を発症しやすい。</li> <li>・過度のブラッシングにより歯肉が退縮している場合もある。</li> </ul>
--	---	--

\*障がいは一つだけでなく様々な障がいを重複している場合がある。

## 実習場所

実習する障がい者施設は学校により、様々である。ここでは主な施設を紹介する。

### ◆障害者歯科（保健）センター

一般の歯科診療所では治療が困難な方のための歯科支援施設

### ◆特別支援学校

心身に障害のある児童・生徒に対し、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じる教育を行い、また、障害による学習上または生活上の困難を克服するために必要な知識・技能などを養うことを目的とする学校

### ◆日常生活及び社会生活を総合的に支援する事業所（日中活動の場）

療養介護	医療と常時介護を必要としている人に、医療機関で、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う施設
生活介護	常時介護を必要としている人に、昼間、入浴、解説、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する施設
短期入所	居宅において介護者が病気になったときなどに、施設等に入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行う施設
自立訓練 （生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練などを行う施設
就労継続 支援A型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び向上のために必要な訓練を行う施設、雇用契約を結ぶ
就労継続 支援B型	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う施設、雇用契約を結ばない

## 障がい者（児）施設における実習内容



- 障がい者（児）や家族、施設職員とのコミュニケーションを図る。
- 障がいについての基礎的知識を習得する。
- 障がい者（児）の歯科治療における歯科衛生士の役割を学ぶ。
- 障がい者（児）への健康教育、口腔の健康管理方法を学ぶ。

## 5 高齢者施設における臨地実習

### 一般目標

高齢者の身体的・心理的特徴を理解し、QOLの向上と口腔機能の向上に必要な口腔ケアの技能、歯科治療での歯科衛生士の役割を習得する。

### 到達目標

- 1 高齢者や家族、職員とのコミュニケーションを図る。
- 2 高齢者や家族の人権・人格を尊重した対応をする。
- 3 高齢者の身体疾患と口腔疾患、口腔機能を述べる。
- 4 服用薬剤についての基礎的知識を述べる。
- 5 歯科治療における歯科衛生士の役割を述べる。
- 6 口腔の健康管理に必要な知識・技能を習得し、情報を収集する。
- 7 アセスメントに基づく口腔ケアプランを作成する。
- 8 健康教育を実施する。
- 9 口腔ケアを実施する。
- 10 摂食・嚥下リハビリテーションを述べる。

## 高齢者施設での歯科保健指導の目的

日本の高齢化率は25%を超え超高齢社会となっている。健康寿命の延伸のためには最期まで自分の口で食べることが大切である。他職種と共に高齢者支援での歯科衛生士の役割、及び要介護高齢者に対する理解、知識、対応を学ぶことが重要です。

## どんな職種の人に関係しているか

介護職員	介護者へ身体等の介護を行う。
ケアマネジャー (介護支援専門員)	要介護認定、介護支援計画の策定と他職種の調整、介護支援計画における給付管理等を行う。
言語聴覚士 (ST)	嚥下機能評価、摂食機能療法、嚥下リハビリテーション等を行う。
理学療法士 (PT)	呼吸器リハビリテーション、訓練等を行う。
作業療法士 (OT)	姿勢調整、自助具作製、リハビリテーション等を行う。
管理栄養士	栄養ケアマネジメント、嚥下食の作成等を行う。
薬剤師	服薬管理、訪問薬剤指導等を行う。
医師、歯科医師	身体の医療的管理、診断と治療、嚥下精密検査等を行う。
看護師	身体的管理、栄養管理、口腔衛生等を行う。

## 高齢者施設における実習場所

	施設の名称	介護レベル
介護保険施設	特別養護老人ホーム	中～重度
	介護老人保健施設	中～重度
	介護療養型医療施設	中～重度
福祉施設	ケアハウス	自立～重度
	養護老人ホーム	自立～軽度
有料老人ホーム	介護付有料老人ホーム	自立～重度
	住宅型有料老人ホーム	自立～重度
	健康型有料老人ホーム	自立～軽度
その他	サービス付き高齢者向け住宅	自立～軽度
	グループホーム	低～重度



## 高齢者施設における実習内容

- 高齢者や家族、施設職員とのコミュニケーションを図る。
- 高齢者の身体的・心理的特徴を学ぶ。
- 高齢者への口腔ケア、歯科治療における歯科衛生士の役割を学ぶ。
- 高齢者の摂食・嚥下リハビリテーションを学ぶ。



【参考資料】

1) 歯科衛生士養成所指定規則 カリキュラム表（平成 17 年 4 月 1 日施行）

	教育内容	単位数	教育の目標
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	10	「専門基礎分野」および「専門分野」の基礎となる科目を指定し、併せて、科学的・論理的思考力を育て、感性を磨き、自由で主体的判断と行動を促す内容とする。 人間を幅広く理解できる内容とし、人間関係論、カウンセリング論と技法等を含む内容とする。 国際化および情報化社会に対応する能力を育成する。 生命科学等の分野の理解を深める内容を含むことが望ましい。 職務の特性と鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高昇が図られるような内容を含むことが望ましい。
	小計	10	
専門基礎分野	人本（歯・口腔を除く）の構造と機能 歯・口腔の構造と機能 疾病の成り立ち及び回復過程の足掛 歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	15 7	人本並びに歯・口腔の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解し、健康・疾病について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、併せて観察力、判断力を培う内容とし、解剖学、生理学、病理学、微生物学、薬理学等を含むものとする。 人々の歯・口腔の健康に関するセルフケア能力を高めるために必要と教育的見地や地域における関係者連携等との理解力を培う内容とし、口腔衛生学、公衆衛生学、衛生行政・社会福祉及び関係法規等を含むものとする
	小計	22	
専門分野	歯科衛生士概論	2	歯科衛生士の意義、業務の枠組みと理念を理解し、職業倫理を高める態度を養う内容とする。
	臨床歯科医学	8	歯科医療の概要とその診療科目の基礎的理論や基礎的技術を学ぶ内容とする。 高齢者や要介護者、障害者等を対象とした歯科医療における診療科目の能力を養えるような内容とする。
	歯科予防処置論	8	生涯を通じた継続的な口腔保健管理について十分に理解させ、疾患やライフステージ別の予防法や予防システムの構築を学ぶとともに、業務記録の正確な記録の必要生の理解を深める内容とする。
	歯科保健指導論	7	ライフステージ毎に多様な生活環境・健康状態にある個人および集団に対して、専門的な立場から歯科保健指導・教育の支援ができる能力を養えるような内容とする。
	歯科診療補助論	9	チーム医療の一員として歯科診療科目業務の基礎的理論や基礎的技術を習得する内容とする。
	臨床実習（臨床実習を含む）	20	知識・技術を臨床現場や地域保健等の実践の場面に適用し、理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。
	小計	54	
選択必修分野		7	各養成所において独自に編成し、職務の特性に鑑みた内容とする。
	合計	93	

平成 16 年 9 月 29 日 「歯科衛生士養成所指導要領」より

## 2) 歯科衛生学教育コア・カリキュラムー教育内容ガイドラインー改訂版

全国歯科衛生士教育協議会作成（2015年3月25日発行）

### 臨地実習の実施計画について

- (1) 臨地実習については、1単位を45時間の実習をもって構成することとし、実習時間の3分の2以上は病院、診療所、歯科診療所において行うこと。  
(総実習時間数：20単位、900時間)
- (2) 実習時間の目安としては、病院、診療所、歯科診療所（臨床）等660～765時間（1日を6時間）、高齢施設や集団指導等135～200時間（1日を6時間）とする。
- (3) 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。
- (4) 臨地実習は原則として昼間に行うこと。
- (5) 臨地実習は、地域の特性を考慮した実習計画を作成すること。また、ライフステージを配慮した計画にすること。
- (6) 早期（1年次）に、臨地実習現場の見学実習（体験実習）を組むことが望ましい。
- (7) 臨地実習は、実習施設の実情を踏まえて計画すること。

### 【参考文献】

- 1) (公社) 日本歯科衛生士会：新人歯科衛生士技術支援共通ガイドライン(第1版),2017.
- 2) (公社) 日本歯科衛生士会：歯科衛生士復職支援共通ガイドライン(第1版),2017.
- 3) (公社) 日本歯科衛生士会：新人歯科衛生士等の育成プロセス(復職支援含む),2017.
- 4) 全国歯科衛生士教育協議会 監修：最新歯科衛生士教本 歯科予防処置論・歯科保健指導論，医歯薬出版株式会社，2017.
- 5) 全国歯科衛生士教育協議会 監修：最新歯科衛生士教本 歯科診療補助論 第2版，医歯薬出版株式会社，2017.
- 6) 全国歯科衛生士教育協議会 監修：新歯科衛生士教本 歯科診療補助 受付対応・事務，医歯薬出版株式会社，2016.
- 7) 全国歯科衛生士教育協議会 監修：最新歯科衛生士教本 歯科臨床概論，医歯薬出版株式会社，2016.
- 8) 全国歯科衛生士教育協議会 監修：最新歯科衛生士教本 歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み 1 保健生態学第2版，医歯薬出版株式会社，2017.
- 9) 全国歯科衛生士教育協議会 監修：最新歯科衛生士教本 高齢者歯科学 第2版，医歯薬出版株式会社，2017.
- 10) 全国歯科衛生士教育協議会 監修：最新歯科衛生士教本 障害者歯科学，医歯薬出版株式会社，2017.
- 11) 全国歯科衛生士教育協議会 監修：最新歯科衛生士教本 小児歯科学，医歯薬出版株式会社，2017.
- 12) 真木吉信 藤原愛子 高阪利美 石井実和子 泉野裕美 監著 歯科衛生士教育サブテキスト 臨床実習 HAND BOOK 第1版，クインテッセンス出版株式会社，2010.
- 13) 真木吉信 合場千佳子 船奥律子 北原稔 白田チヨ 監著 歯科衛生士教育サブテキスト 臨床実習 HAND BOOK 第1版，クインテッセンス出版株式会社，2009.
- 14) (社) 日本歯科衛生士会：臨床・臨地実習指導マニュアルー歯科衛生士学生の指導のためにー，2006.

教育養成委員会

委員長・常務理事

井出 桃

委員 佐塚真理子

福田弘美

関口洋子

島谷和恵

【協力】

常務理事 久保山裕子

前委員 志喜屋やよい

平成30年 3月31日発行

公益社団法人日本歯科衛生士会

〒169-0072

東京都新宿区大久保 2-11-19

TEL : 03-3209-8020

FAX : 03-3209-8023